

社団法人日本医学放射線学会倫理綱領

平成 19 年 11 月 20 日制定

社団法人日本医学放射線学会(以下、本学会)は、放射線医学およびこれに関連ある研究の連絡提携および促進をはかり以って学術の発展に寄与することを目的とし、放射線医学の研究とこれを基にした診療を推進することによって、広く患者と社会に貢献する。放射線診療に携わる医師は、その良心に従い、できる限りの努力を怠らず、生涯医学的知識と技術の習得に努め、患者によりよい医療を提供する職責を負う。この倫理綱領は、放射線科医がその職責を果たすためにとるべき倫理規範の基本となるものである。

1. 放射線科医は、医療を受ける人々の人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容について十分に説明し個人の意志決定を尊重して、患者の利益を最優先に診療を行う。
2. 放射線科医は、放射線、放射性同位元素、電磁波などの利用にあたって、患者および社会に対するこれらの影響を十分に理解し配慮するとともに、本学会の定める指針、関係法令を遵守し、患者および社会に不利益となる事態の発生を未然に防ぐよう努める。
3. 放射線科医は、患者の診断、治療に直接かかわる職務であることを自覚し、精神的にも身体的にも良好な状態で診療にあたりるとともに、周辺の医療環境を整備し、医療機器の厳格な管理と適正な利用に努める。
4. 放射線科医は、チーム医療のリーダーとしての自覚をもち、診療に関わるすべての医師および医療従事者と協調、協力し、患者を中心においた医療を実践する。
5. 放射線科医は、生涯学習の精神を持ち、最新の知識と技術の習得に努める。
6. 放射線科医は、医師および医療従事者への放射線医学の指導や教育に協力し、社会に対する放射線医学の啓蒙と普及に努める。
7. 放射線科医は、世界の医療の現状に幅広い関心を持ち、世界の放射線科医と協調し、医療福祉が十分に提供されていない人々や国々に対して、放射線医学・医療の発展を援助し、その向上に貢献する。
8. 放射線科医は、学術研究に当たって科学の進歩がもたらす問題に十分留意し、科学的原則に則り、ヘルシンキ宣言の基本原則や動物実験の指針に従い、人類愛と動物愛護の精神に基づいて、これを推進する。